

## 平成 2 1 年度 石川県立中学校教科用図書選定委員会設置要項

### (目的)

第 1 条 この要項は、石川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、県立中学校において使用する教科用図書を採択するにあたって公正かつ適正に行うことを目的として定める。

### (石川県立中学校教科用図書選定委員会)

第 2 条 前条の目的を達成するため、石川県立中学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、委員 7 人で組織する。
- 3 委員は、学識経験者 2 名、学校評議員 1 名、保護者代表 2 名及び学校代表 2 名を教育委員会が委嘱又は任命する。
- 4 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。
- 5 選定委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。
- 6 委員長は、会務を統括する。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 7 委員の任期は、委嘱又は任命した日から平成 2 1 年 8 月 3 1 日までとする。

### (石川県立中学校教科用図書調査会)

第 3 条 選定委員会は、専門の事項を調査研究させるため、石川県立中学校教科用図書調査会（以下「調査会」という。）を置く。

- 2 調査会には、調査員を置く。調査員は教科用図書に関して専門的知識を有する者で組織し、教育委員会が委嘱又は任命する。

### (教科用図書の採択)

第 4 条 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、調査会による報告結果に基づき、教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申する。

- 2 教育委員会は、石川県立中学校で使用する教科用図書の採択にあたっては、選定委員会の答申を尊重するものとする。

### (雑則)

第 5 条 この要項に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附則

この要項は、平成 2 1 年 6 月 1 1 日から施行し、同年 8 月 3 1 日限り廃止する。